

青少年の雇用機会の確保等に関して 事業主が適切に対処するための指針（抜粋）

（平成19年厚生労働省告示第275号）

※平成19年10月1日施行

第二 事業主が青少年の募集及び採用に当たって講ずべき措置

事業主は、青少年の募集及び採用に当たり、就業等を通じて培われた能力や経験について、過去の就業形態や離職状況、学校等の卒業時期等にとらわれることなく、人物本位による正当な評価を行うべく、次に掲げる措置を講ずるように努めること。

- 二 意欲や能力を有する青少年に応募の機会を広く提供する観点から、学校等の卒業者についても、学校等の新規卒業予定者の採用枠に応募できるような募集条件を設定すること。**当該条件の設定に当たっては、学校等の卒業者が学校等の卒業後少なくとも3年間は応募できるものとする**こと。**【下線部を平成22年11月15日に追加】**

また、学校等の新規卒業予定者等を募集するに当たっては、できる限り年齢の上限を設けないようにするとともに、上限を設ける場合には、青少年が広く応募することができるよう検討すること。

【根拠法令】 雇用対策法（抜粋）（昭和41年法律第132号）

雇用対策法とは、労働者が自らの能力を有効に発揮し、その雇用の安定が図られるよう、国が講ずる雇用に関する必要な施策等を規定しているもの

第七条 事業主は、青少年が将来の産業及び社会を担う者であることにかんがみ、その有する能力を正当に評価するための募集及び採用の方法の改善その他の雇用管理の改善並びに実践的な職業能力の開発及び向上を図るために必要な措置を講ずることにより、その雇用機会の確保等が図られるように努めなければならない。

第九条 厚生労働大臣は、前二条に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針を定め、これを公表するものとする。

(別添1-2)

○厚生労働省告示第三八五号

雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第九条の規定に基づき、青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成十九年厚生労働省告示第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十一月十五日

厚生労働大臣 細川 律夫

第一中「それを踏まえた措置を講ずることとして差し支えないものである」を「それに留意すること」に改める。

第二中「離職状況」の下に「、学校等の卒業時期」を加え、同第二号中「設定すること。」の下に「当該条件の設定に当たっては、学校等の卒業者が学校等の卒業後少なくとも三年間は応募できるものとする。」を加え、同第四号中「提供すること。」の下に「また、青少年がジョブ・カード制度を活用して職業能力の開発及び向上を図る場合には、安定した職業に就く機会を提供すること。」を加える。

第三第二号に次の(三)を加える。

(三) 青少年の希望等に応じ、青少年が自ら職業能力の開発及び向上に関する目標を定めるために必要な情報の提供、職業生活設計及び職業訓練の受講等を容易にするための相談機会の確保を

の他の援助を行うこと。その際には、青少年自らの取組を容易にするため、職業能力評価基準等を活用すること。